

## 9. 使用内容の取消及び変更について

### (1) 取り消し（キャンセル）の場合

使用許可を受けた内容について、取り消しをされる場合は、窓口にて「使用取消届」を提出してください。

既納の使用料は還付いたしません。ただし、以下の場合はそれぞれ規定の額を還付いたします。

ア. 使用者の責めに帰すことができない理由によって使用することができない場合（全額還付）

イ. 使用者が、使用日の 7 日前までに「使用取消届」を提出した場合（5 割還付）

### (2) 使用日時又は使用場所変更の場合

使用許可を受けた内容について、日時又は場所を変更する場合は、既納使用料の充当手続きが必要となります。システムにて変更後の使用内容を申し込んだ後、支払期限内にご来館ください。

なお、変更後の使用料と、既納使用料に差額が生じた場合は、以下の手続きも必要となります。

ア. 使用料に**不足額**が生じた場合は、不足額をお支払いください。

イ. 使用料に**過納額**が生じた場合は、過納額の 5 割を還付しますので「還付申請書」を提出してください。ただし、還付申請は当初の使用日から 7 日前までの手続きに限ります。

※使用料の充当に関しては**1 回限り**となります。また、当初の使用日の 6 日前から使用当日の間に変更した場合は、その後に「使用取消届」を提出しても使用料は還付いたしません。

※還付申請書の提出の際には代表者名義の印鑑（スタンプ型印鑑は不可）が必要になりますので必ずご持参ください。還付金受領の際にも必要となります。